



# 長野県報

6月4日(月)  
平成19年  
(2007年)  
第1868号

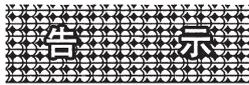
## 目次

### 告示

長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) ..... 1

### 公告

- 消防法に基づく講習(消防課) ..... 1
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(NPO活動推進課) ..... 2
- 一般競争入札(情報政策課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課) ..... 3
- 土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課) ..... 4
- 土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課) ..... 4
- 土地改良事業計画の変更の同意(農地整備課) ..... 4
- 警備業法に基づく検定(生活安全企画課) ..... 4
- 参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会(選挙管理委員会) ..... 5
- 平成19年度宅地建物取引主任者資格試験(建築管理課) ..... 5



### 長野県告示第313号

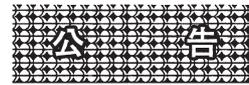
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成19年5月30日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
長野県行政書士会長野支部	長野市大字南長野南 県町 1009-3	長野市大字南長野南 県町 1009-3 長野県行政書士会 館内
社団法人長野県建築士会更級支部	長野市篠ノ井御幣川 306番地1	長野市篠ノ井御幣川 306番地1 財団法人長野県建 築住宅センター内

会 計 課



### 公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定による危険物取扱者講習を次のとおり実施します。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 日時及び会場  
別表のとおりとします。
- 2 講習対象者  
消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとします。  
ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができます。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般(その他)講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

### 3 講習科目及び科目ごとの講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 受講手続

(1) 提出期間及び提出書類

受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

(2) 手数料

手数料（4,700円）は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付してください。

(3) 提出先

長野市大字南長野字幅下692の2（〒 380-8570）  
社団法人長野県危険物安全協会  
電話 026-235-2790

5 その他

(1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示してください。

(2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）又は社団法人長野県危険物安全協会にしてください。

(3) この申請書によって収集する個人情報は、危険物取扱者講習の実施及び受講状況の把握のために収集するものです。

(別表) (1、4 関係)

開催日	講習会場	受付時間及び講習時間		申請書提出期間
		給油取扱所講習	一般(その他)講習	
平成19年	8月3日(金) 飯田市 飯田勤労者福祉センター	受付時間 8:30~9:00	受付時間 12:30~13:00	平成19年 6月11日(月)~ 6月22日(金)
	8月7日(火) 佐久市 佐久合同庁舎	講習時間 9:00~12:00	講習時間 13:00~16:00	
	8月21日(火) 諏訪市 諏訪合同庁舎			
	8月24日(金) 松本市 松本勤労者福祉センター			
	9月5日(水) 上田市 上田創造館			
	9月7日(金) 木曾郡木曾町 木曾文化公園			
	9月19日(水) 長野市 長野県自治会館			
	10月3日(水) 大町市 大町市文化会館サン・アルプス大町			平成19年 8月27日(月)~ 9月7日(金)
	10月16日(火) 中野市 北信合同庁舎			
	10月19日(金) 伊那市 長野県伊那文化会館			
10月26日(金) 松本市 松本勤労者福祉センター				
11月16日(金) 長野市 長野県自治会館				

消防課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障害者サポートクラブゆめ
- 3 代表者の氏名  
岸 本 利 之
- 4 主たる事務所の所在地  
須坂市望岳台10番地の9
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者と高齢者、そしてその人たちに係わる人達及び地域の人達に対し、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、研修会、講習会、広報活動等を実施し、生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県地すべり防止工事士会
- 3 代表者の氏名  
内 藤 哲
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市大字稲葉2609番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の全ての住民に対して、地すべり防災に関する啓蒙活動を行い、地域の安全に寄与することを目的とする。また、同様の目的を持って活動する団体の事業に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月4日

長野県知事 村 井 仁

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
一般事務用パーソナルコンピュータ296台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成19年8月1日から平成24年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年6月20日 午前9時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成19年6月19日 午後5時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県企画局情報政策課
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年6月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エイデン飯田座光寺店  
飯田市座光寺3727-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社エイデン  
愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,353㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0㎡
- 5 廃止した日  
平成19年5月27日

産業政策課

## 公告

平成19年5月29日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

## 公告

平成19年5月29日、埴科郡坂城町上沖土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

## 公告

平成19年5月29日、飯山国営土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月4日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

## 公告

北安曇郡松川村による西部山麓地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年6月4日

長野県北安曇地方事務所長 畑 中 和 良

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年6月5日から7月2日まで

## 3 縦覧の場所

北安曇郡松川村役場

農地整備課

## 公告

平成19年5月24日、下高井郡山ノ内町による夜間瀬地区の土地改良事業計画の変更について同意しました。

平成19年6月4日

長野県北信地方事務所長 海 野 忠 一

農地整備課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成19年6月4日

長野県公安委員会

## 1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬警備業務（2級）	平成19年9月2日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

## 2 検定の方法

学科試験及び実技試験

## 3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
貴重品運搬警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

## 4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

## 5 受検定員

30人

## 6 受検の手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話 026 (233) 0108）に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

## イ 受付日

平成19年7月30日（月）から同月31日（火）まで

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時ま

での間を除く。)

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成19年8月10日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

近く執行される予定の参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成19年6月4日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県庁 西庁舎401号会議室

2 日時 平成19年6月19日(火) 午後1時30分

選挙管理委員会

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定により長野県知事から委任された平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成19年6月4日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日(日)午後1時から午後3時まで(宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで)

2 試験場所

次の(1)から(4)までのうち、いずれかの試験場所とします。ただし、登録講習修了者については、(2)の試験場所とします。

(1) 信州大学工学部(長野市若里4-17-1)

(2) 信州大学全学教育機構(松本市旭3-1-1)

(3) 県立上田東高等学校(上田市常田3-5-68)

(4) 信州大学農学部(上伊那郡南箕輪村8304)

3 試験の内容

おおむね次の事項(登録講習修了者については、(1)及び(5)に掲げるものを除きます。)について行います。

なお、法令に関する出題は、平成19年4月1日現在の内容に基づいて行います。

(1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

択一式の筆記試験によります。

(2) 出題数

50問(登録講習修了者については、45問)

5 受験申込み

次のとおりインターネット又は郵送により申し込んでください。

(1) インターネットによる場合

ア 試験案内のホームページへの掲載

(7) 掲載期間

平成19年7月2日(月)から7月17日(火)まで

(4) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成19年7月2日(月)午前9時30分から7月17日(火)

午後9時59分まで

ウ 申込方法

(7) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込み画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力してください。

(4) 顔写真ファイル(平成19年4月1日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJ P E G形式のもの)

エ 受験手数料

7,000円(財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより決済し、又は同機構が指定するコンビニエンスストアにおいて納入してください。事務手数料は、本人負担とします。)

(2) 郵送による場合

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(7) 配布期間

平成19年7月2日(月)から7月31日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除きます。)

(4) 配布場所

社団法人長野県宅地建物取引業協会各支部及び長野県の各地方事務所

イ 申込期間

平成19年7月2日(月)から7月31日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 提出書類

(7) 受験申込書(受験手数料を納入したことを証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)

(4) 顔写真1葉(平成19年4月1日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)

(9) 登録講習修了者については、登録講習修了者証明書

エ 受験手数料

7,000円(受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込んでください。)

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人長野県宅地建物取引業協会(郵便番号 380-0836 長野市南県町999-10 長野県不動産会館 電話 026-226-5454)あて、配達記録郵便で申し込んでください。

6 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日(水)

(2) 発表の方法

長野県庁、長野県の各地方事務所並びに社団法人長野県宅地建物取引業協会本部並びに上小、佐久、中信、上伊那、更埴、諏訪、飯田、須高及び茅野の各支部に合格者一覧表を掲示する

とともに、本人への合格証書の送付により行います。

7 試験に関する問い合わせ先

社団法人長野県宅地建物取引業協会  
長野市南県町999-10 長野県不動産会館  
電話 026-226-5454

建築管理課